

議 長

次に、質問順位 5 番 3 番議員 津島宏保議員。

議 長

津島議員。

津 島 議 員

それでは事前の通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

大問 1 上下水道及び町営住宅使用料金の徴収に関してと謳ってございますが、まずは上下水道に関する質問から行なわさせていただきます。

1 級河川の小瀬川、そしてとても水質、水量の多い錦川に囲まれて水道、水についてはとても豊かに不安なく安心して暮らせている和木町民でございます。私自身も和木町の水道から出る水を安心してコップに注いで飲んでおります。実際他市町と比べても、私は和木町の水はとてもおいしい、そのように和木町の自慢の 1 つでもあると考えております。この上下水道、維持するためには当然のことながら、たくさんの費用というのが毎年掛かってきます。そして、我々町民は日々生活する中で、ライフラインと言われておりますところの電気・ガス・水道、その電気・ガスよりも圧倒的に優先順位の高い、必要頻度の高い水道は公に任しているということになっております。これは国民が、町民が誰でも安心して安価にそして安定的に水を供給する、してもらう、そのために公が水道に関しては、水道事業に関しては管理しておるというふうに捉えております。

現在和木町における上下水道の料金、2 か月に一度上水道の利用料に応じて下水道の使用、使用料金が決められ、2 か月に一度支払っているという状況にあると思うんですが、この納付方法について伺います。

現在町民が利用可能な納付方法というのはどの程度あるんでしょうか、伺います。

坂 本 町 長

議長。

議 長	坂本町長。
坂 本 町 長	はい、ただ今、津島議員より上下水道の納付方法、冒頭通告でありましたように、上下水道の料金、それから町営住宅の使用量の料金等々についてございました。それにつきましてはですね、納付等々は地方税法またはですね、和木町税条例に基づいて賦課、徴収、督促、催告と行うようになっております。 詳しくは、この後、担当課長より説明させます。よろしくお願いします。
片 山 都 市 建 設 課 長	議長。
議 長	片山都市建設課長。
片 山 都 市 建 設 課 長	はい、上下水道の利用料金についてですが、口座振替と納付書による支払いとなっております。
津 島 議 員	はい、議長。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	ありがとうございます。 現在は2種類あるということなんですが、最近時代とともに銀行口座、銀行への納付以外にコンビニ払いが便利である。なぜならば夜中に支払い、納付に行けたり休日でも納付に行けたり、どうしても最近では男性、女性たくさん、ほとんどの方が仕事、定職を持っておりますので、なかなか銀行、金融機関の開いている窓口で納付に行くのは時間的な制約もあり、コンビニが便利という声もあるんですが、この話は以前にも委員会等でいろんな諸先輩議員が出したと思うんですが、これについてどうでしょう。これから先コンビニを、の支払いを和木町でも導入していく。そろそろ導入していく時期にあるんじゃないか

と思うんですが、担当の方はどのようにお考えか、もし無理であるならば不可能な理由もお願いいたします。

議 長 片山課長。

片 山 都 市 建 設 課 長 はい、コンビニ納付についてですが、以前も予定して無いということでお答えさしていただいたんですけど、今現在もコンビニ納付については、予定はしておりません。

ただし、現在和木町では、令和 5 年度より町税についてはキャッシュレス納付が可能となっております。このキャッシュレス納付を利用して住宅使用料とか上下水道の使用量について納付できるような準備を、今年度実施しておりまして、令和 9 年度に開始する予定で現在進めております。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、今、令和 9 年度に新たな支払い方法が導入されるということで、とてもいい情報を伺いましたが、これもう少しどのような支払い込み方法なのか具体的に伺っていいですか。

片 山 都 市 建 設 課 長 議長。

議 長 片山課長。

片 山 都 市 建 設 課 長 はい、納付方法としてですね、クレジットカード、もしくは 2 次元コードを利用して、そこからアクセスしていただいて、番号、そういうクレジットカードの番号等を打ち込んで収めていただく、2 次元コードもですけど、それからアクセスして支払っていくような形となっております。

津 島 議 員

議長。

議 長

津島議員。

津 島 議 員

ありがとうございます。まあこれは現在検討中ということで、まあもしそれが和木町でも可能になればかなり多くの町民が便利に遅延することなくこういった公共料金、家賃、町営住宅の使用量も含めてですね、支払うことが可能になるんじゃないかなというふうに、とても期待しておきますので、ぜひとも前向きに進めていっていただけたらと思います。

現在ちょっと話は変わりますが、和木町暮らし応援商品券というのがこの 5 月 1 日から 10 月 31 日まで、町民一人当たりこれは物価高騰施策として一人あたり 13,000 円というのが、商品券が配られております。これの現在の使用ルールというのは町内の指定業者、お店とかですね、飲食業者、そういったところで 1 枚 1,000 円あたり使えるということになってるんですが、今回は無理にしてもこういった商品券事業というのが、きっと今後も何回か国の方が主導してこういった補助メニューというのができると思うんですが、こういった商品券で例えば水道料金とか家賃、町営住宅の家賃だとか、その払い込みに充てるという方法はお考えではないでしょうか伺います。

松 井 企 画
総 務 課 長

議長。

議 長

松井企画総務課長。

松 井 企 画
総 務 課 長

はい、今、暮らし応援商品券、まさに今実施しているところでございます。これは商品券をお店に持って行って、券で使っていただく、というシステムとなつてございます。それを税や料に町の使用料等に充てれないかというところでございますが、こちらの方はちょっと他の法律等々の問題もございまし

て、現時点ですね、お買い物、一般的にお買い物で使う商品にのみ対応しているというところでございます。

津 島 議 員 議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、今の総務課長のお答えなんですが、確かにそれはこれまでできない。今、現在の商品券についてもできない理由と思うんです。で考えたときに、現在の商品券でも原則たばこ、それからお酒、こういったすでに税金がかかっている商品に対して国の補助金であるこのクーポン券、商品券を使うことはできないというルールになっているので、税金に関してこの商品券を、を使って納付するということは、全然申し上げてないんです。ただ水道料金、それから町営住宅の使用料に関しては、あくまでも税金とはちょっとかけ離れている、というふうに私は認識してるんですが、ですから今後また引き続きこういった政策があるかないかは分かりませんが、その2つに関してこういった共通商品券で支払う事にできるか、できないかということで伺っているつもりなんですが、いかがでしょう。

議 長 松井課長。

松 井 企 画 各種使用料に商品券が使えないか、ということでございます
総 務 課 長 が、そもそものこの商品券の趣旨を申し上げますと、生活、例えば食料品であったり日用品というものをですね、この機会に買っていただきたい。と同時に和木町でお店とかそういった商売をされている方、その方にも循環して潤っていただきたい、そういう意味も込められておりますので、町の使用料等についていうのはですね、ちょっとまた検討も必要になってくるんですが、そういう意味で使っていただきたいという思いがありますことをご理解いただきたいというふうに思います。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、丁寧なお答えをいただきまして、その商品券にいろんな思いが詰まっているというのが非常によく理解できました。

どうしても消費者、一般消費者である和木町民がですね、せっかくこの何でも使える券、もっともっといろんなところで使えたらもっと便利だよね、という思いでこういった声が上がってきたのだと理解しております。ただ先程担当課長より、令和 9 年には新しい方法が導入されるということで、そういったところで利便性に関しては担保できるのかなというふうに感じました。

一時期に比べ景気は良くなったという事ではありますが、社会的には賃上げのうれしいニュース、そういったこともあるんですが、一方でまだまだそういった賃上げの恩恵にあやかることもできずに日々の生活がなかなか難しい、収入、安定な収入難しいというということで、どうしても各種料金の支払いの滞納といいますか、払いたくても払い込みができない、こういったご家庭もいくつかあるように伺います。

和木町では、この水道料金 2 か月に一度徴収という事ではありますが、万が一この水道料金が支払い困難になった時、和木町ではどのようなルールで対応されているのか教えていただきたいと思います。

片 山 都 市
建 設 課 長 議長。

議 長 片山課長。

片 山 都 市
建 設 課 長 はい、まず水道の使用料の発送のあたりからちょっとご説明させていただきます。

例として、令和 8 年 1、2 月分の使用料についてで、ちょっ

とご説明させていただきます。

令和 8 年 1、2 月分の料金についてですが、令和 7 年 1 2 月の検針から令和 8 年 2 月の検針までの使用水量となっています。検針はおおむね 1 0 日までに行っております。検針月の翌月、3 月中旬に、3 月末納期限の納付書を発送して、納めていただいております。

次に未収金への対応状況についてですが、納付書の発送の翌月、4 月中旬までに、4 月末納期限の督促状を発送しています。そして翌月、5 月の 1 0 日前後には、催告書を発送しております。催告にも応じていただけない方については、5 月の最終月曜日の前の週、1 8 日に給水停止予告を発送し、最終月曜日、5 月の 2 7 日に給水停止を実施して対応しております。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、ということは、今の説明ちょっと複雑だったので、ちょっと分かり難いところもあったんですが、今月支払うべき水道料金を納付できなかった場合には、約 3 か月後、3 か月後の最終週に止水栓が止まるというそういうことでよかったですかね、3 か月後、2 か月後ですか。

片 山 都 市
建 設 課 長 議長。

議 長 片山課長。

片 山 都 市
建 設 課 長 5、6 月分の料金で言いますと、9 月の末に給水停止を予告するようになります。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 はい、津島議員。

津 島 議 員 はい、どうしても言葉で説明し、言葉で質問するんでちょっと分かり難くなって申し訳ございませんでした。大体 3 か月が目安ということで、ありがとうございます。

先程支払うべき使用料、それが翌支払日の多すぎて未納であれば、まずは督促状。それからそれ期限が決められて、催告という再督促ということで、再督促でいいんですかね、再督促が行われて、行われるということなんですが、これは督促状を郵送するただそれだけなんですか。例えば担当課から電話で問い合わせがくるとか。実際にそこのご家庭にお伺いして、口頭で説明とかですね、納付を、早目の納付を促すというようお願いということはしてないんでしょうか。お願いします。

議 長 片山課長。

片 山 都 市 建 設 課 長 はい、先程ご説明させていただきました督促状、催告書、給水停止予告、これらについて全て郵送、もしくはポストインという形でさせていただきます。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、全部郵送ということらしいんですが。では、ちょっと視点を変えて聞きますが、これまで和木町で、まあこの 5 年、10 年の間に、その止水栓を止めるというところまで処分に至ったケースっていうのは、事例はあるんでしょうか。教えてください。

片 山 課 長 議長。

議 長	片山課長。
片 山 都 市 建 設 課 長	給水停止になられる方は、毎回何名かはいらっしゃいます。
津 島 議 員	毎年。ごめんなさい、毎回。
片 山 都 市 建 設 課 長	給水停止については、奇数月に給水停止にかかるんですけど、その時には毎月何名かの方はいらっしゃいます。
津 島 議 員	はい、議長。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	はい、何名かの方はいるということで。これに関しては、そしたら給水停止になった時には、役場へ役場その未納金、未納である利用料を納めれば、すぐに開栓をしていただけるという対応になっているんですか。
片 山 都 市 建 設 課 長	議長。
議 長	片山課長。
片 山 都 市 建 設 課 長	はい、料金を支払っていただけたら、すぐに開栓しております。
津 島 議 員	はい、議長。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	ちょっといやらしい聞き方になるかもわかりませんが、これが土曜日、日曜日ないしは夜間だった場合は、どのようなご対

応されておるんでしょう。

議 長 片山課長。

片 山 都 市 基本的には開庁時間としております。ただし、給水停止を
建 設 課 長 した日、先程の例でいうと 5 月の 27 日になるんですけど、
その日だけは夜 8 時まで職員が待機して支払いに来られる方
を待っております。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 津島議員。

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 09 分

再 開 11 時 12 分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、上下水道に関する質問に関しては、とても丁寧に答弁
をいただきましてありがとうございます。

それではもう 1 つ、もう 1 点、営住宅使用料に関して伺いま
す。

町営住宅使用料、和木町ではいろんなところ、山の手を始め、
瀬田、瀬田にもたくさんございます。いろんな町営住宅という

	のがございますが、これは使用料に関して、まあ通常で言う家賃ですけども、個別に異なるというふうに聞いたんですが、どのような決定方式で、算定方式で決定されているのか教えていただきたいと思います。
池 田 税 務 課 長	議長。
議 長	池田税務課長。
池 田 税 務 課 長	はい、家賃の決定という事でございますが、まず収入報告書を 6 月初旬に送付いたします。課税証明書と一緒に 7 月の 31 日までに提出していただくこととしております。提出していただいた収入報告書を元に、9 月中に家賃を決定しております。10 月に収入認定通知書を送付し、決定額に不服等がある方に関しては、随時受付をし適正額に修正をしております。4 月の初旬に納入通知書及び納付書を送付しております。
津 島 議 員	はい、議長。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	はい、基本的な決定方法というのは伺ったんですが、来月から新しく町営住宅に入りますよといったときには、その来月分の家賃はいくらかというのは、その申し込みの段階ではあなたはいくらですよというのは分からないということなんですか。
片 山 都 市 建 設 課 長	議長。
議 長	片山都市建設課長。
片 山 都 市	はい、住宅の使用料の決定についてですけど、一般的なこと

建 設 課 長	からまず説明させていただきますが、令和 8 年度、今、支払っていただいている令和 8 年度について言いますと、令和 6 年度の世帯収入を調査しまして、世帯収入、世帯の人数、それから建物の古さとか設置の住宅の場所、部屋の数とかを換算して計算さしてもらったものを、令和 8 年度で今支払っていただいているような状況となっています。
津 島 議 員	はい、議長。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	はい、今の説明では、例えば新しく入居する方がそこに入る時に、事前にその家賃っていうのはいくらかというのは、分からないんですか、というつもりでお伺いしたんですが、いかがでしょう。
議 長	片山課長。
片山都市建設課長	新たに入られる方については、入られることが決まってから収入の申告書を出してもらって家賃を算定しますので、応募される時点ではわからないということになります。
津 島 議 員	議長。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	はい、入居される前に、前年ないしは前々年の世帯の所得証明書を出し、それで家賃が決定していくということによろしいですね、後 1 つ気になったのが、その家賃が決まって決定通知を出す、で不服の場合には相談ができるというのがさっき説明でちょろっと少しあったと思うんですが、それはどういったことでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

坂 本 町 長 議長。

議 長 坂本町長。

坂 本 町 長 はい、ただ今、町営住宅入居の場合、家賃、それから不服の場合等々ご質問ありました。私も平成 23 年、町営住宅の担当をしておりましたので、その時と状況はほとんど変わっておりませんので、私が知ってる限りを答弁させていただきます。

まず入居の時の家賃でございますけど、振り返りますと入居の時には当然収入、課税証明書等々出してですね、この人が適正に入居できるかという書類を事前に出していただきます。だから山の手住宅入る、坂根住宅、緑ヶ丘の 1, 2、計算はできます。あなたは家族が何人、世帯の所得がいくらで、家賃がなんぼうということで、で昔は山の手住宅なんかは皆出してもらって 1 戸空けば 20 人ぐらい応募があったんですけど、抽選で決まったというような形で、入居の前に家賃はわかります。それから後段の不服の場合ということ、それは納付書の裏に書いてあります。ただですね、もうちゃんと私どもルールに基づいて計算をしております。ですから、今まで私の経験上一人も不服申し立てを申し立てた方はございません。おそらく私が担当を離れてからもなかったものと思います。そういったことでご理解ください。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、さすが元々現場におられたということで、とても分かり易い、理解できるご返答をいただいて、ありがとうございます。そのもう 1 つ安心したのは、町の家賃の算定額に対して不服が今まではほとんどと言っていいほどなかった、ということで、利用される町民の方もご納得の上で家賃に関して、使用料に関してお支払いをいただけるということで、とても安

心しました。

引き続き、今の質問に関連してですが、和木町では、この町営住宅利用されている皆さまから 1 年分住宅使用料をいただくと思うんです。で 1 年間まとめると相当な額となると思うんですが、この家賃収入、使用料っていうのは、町の財源の一般会計の方に充てられるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

池 田 税 務
課 長

議長。

議 長

池田課長どうぞ。

池 田
税 務 課 長

はい、その通り一般財源の方に充てられます。

津 島 議 員

議長。

議 長

津島議員。

津 島 議 員

はい、ありがとうございます。その町営住宅使用料が一般財源にまず繰り入れられるということは、そのお金というのは、例えば翌年度違った行政サービスに使われることもあるということですね。分かりました。認識できました。

で、先程 1 個前の水道、下水道の時にもあったんですが、この町営住宅使用料、これに対しても昨今の経済状況から滞納ということが考えられると思います。令和 7 年度決算で構いませんので利用料の滞納がどのくらいあるのか、件数があるのか教えていただければと思います。お願いします。

池 田
税 務 課 長

議長。

議 長	池田課長。
池 田 税 務 課 長	はい、令和 7 年度の滞納の額ということでございますが、5 名の方が滞納しております。金額的には 2 7 2 , 6 0 0 円となっております。
津 島 議 員	議長。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	ありがとうございます。どうしても支払いたくても支払えない状況になってしまう、という方がやっぱりおられるというのはとても残念に思うんですが、先程の水道料金と同様ですが、この住宅使用料の滞納が起きた場合の担当課の対応を教えてくださいと思います。
池 田 税 務 課 長	議長。
議 長	池田課長。
池 田 税 務 課 長	はい、滞納金への対応についてでございますが、住宅使用料がまず納期限までに納付確認ができなかった場合については、和木町町営住宅家賃督促等事務処理要綱に基づき、納入期限後 2 0 日以内に未納者に対して督促を送付しております。督促に応じず、3 ヶ月以上納付がない場合は、文書による催告と電話による催告を行っております。催告にも応じない場合は、連帯保証人に納入指導依頼書を送付しております。催告・連帯保証人への通知を行っても連絡等がない場合については、法的措置を講じる必要があるものとし、和木町町営住宅家賃滞納処理対策委員会を開催することとなっております。決定内容を滞納者に伝え、それでも納付がない場合は、住宅の明け渡しを行っていくこととなっております。

津 島 議 員 議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、とても詳しいご説明をありがとうございます。
こんなことはないと思うんですが、一応教えてください。
これまで和木町で、まあ近々で構わないんですけども、その
明け渡しというところまでいった事例というのはあるんで
しょうか。

議 長 池田課長。

池 田 ございません。
税 務 課 長

津 島 議 員 議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 ありがとうございます。少し安心しました。多少の滞りは
あるかもしれませんが、すべて町営住宅利用者の皆さんが最終
的にはきちんと納付されている。いただいている、ということ
でとても安心しました。

もう 1 つ町営住宅に関して、和木町は冒頭申し上げたように
町営住宅が様々な場所に、様々な築年数の古い建物から最新の
緑ヶ丘住宅まで、たくさんいろんな箇所がございます。町民の
人口割合からみても町営住宅がとても他の市町に関して、対し
ても充実していると思うんですが、いかんせん私が幼少期の時
から建っている、もうどうしても耐震性、耐久性が見込めず、
もうすでに入居を受け付けてない町営住宅も少なからずある
と思うんですが、今後和木町の方針として、坂本町長はこの
町営住宅、増やしていこうと思っているのか、現状維持で古く

なったら新しく建てていこうと思うのか、そういった町営住宅に関して思いがあれば、ぜひ伺いたいと思います。

坂 本 町 長 議長。

議 長 坂本町長。

坂 本 町 長 はい、ただ今、津島議員より町営住宅の今後の建て替え等々についてご質問いただきました。

議員おっしゃられましたように町営住宅、緑ヶ丘の 1・2・3 棟、坂根の 1・2・3、山の手の 1・2・3・4・5 以外はとても古うございます。そこはおっしゃられました政策空き家とって、新しい方を入居はしておりません。じゃあまだ若干入居している、いる方がおられるので解体はできませんが、皆がいなくなったらですね、そこを解体して更地にして、何かにはせっかくの町の有効な土地ですので、活用したいなと思っております。

そして、参考になるか分からないですけど、和木町は議員おっしゃられましたように人口の割合に対しまして町営住宅の割合、県内でナンバー 1 でございます。非常に多くございます。だからもう古いところは、もし入居者がいなくなったらですね、もう更地にして、町営住宅に建て替える必要はないんじゃないかなと、私は今のところ思っております。

以上でございます。

津 島 議 員 議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 ありがとうございます。どうしても人口増が望めない、出生率の低下をみてもですね。残念なことではございますが、和木町もこれ以上人口が 1,000 人も 2,000 人も増えていくような状況はなかなか考え辛いと思いますので確かに老朽化

した町営住宅に関しては違う方向で町民の利益になるような使い方ができればいいなと私も同感でございます。そこら辺、町長にはよろしくお願いしたいと思います。

それでは、

議 長 はい。何、池田課長どうぞ。

池 田 先程、住宅使用料がですね、翌年度に使用になるとありまし
税 務 課 長 たが、当該年度の歳入になるということでございます。

津 島 議 員 当該年度の。

池 田 はい、当該年度。
税 務 課 長

津 島 議 員 はい、わかりました。

議 長 津島議員そのままどうぞ続けてください。

津 島 議 員 それでは最後の質問に入らせていただきたいと思います。
米空母艦載機部隊配備特別交付金についての質問です。とても難しい名前がついているんですが、これ以前は米軍再編交付金という補助金が和木町でもいただいたと記憶にございます。この米軍再編交付金と今いただいている米空母艦載機部隊配備特別交付金についての違いはあるのでしょうか。例えば毎年の補助金額、これに関しては一定なんのでしょうか、教えてください。

松 井 企 画 議長。
総 務 課 長

議 長 松井課長。

松 井 企 画
総 務 課 長

まずこの米空母艦載機部隊配備特別交付金、それから米軍再編交付金こちらの方について、ちょっと経緯、若干申し上げたいと思います。

まず、この米空母艦載機部隊配備特別交付金でございますが、それまでの米軍再編交付金が終了したことに伴いまして、令和 4 年度に新たに創設をされた交付金でございます。この経緯といたしましては、まず在日米軍再編計画に基づき、厚木基地周辺の騒音軽減などを目的として、約 60 機の艦載機部隊が岩国基地へと移駐したことに始まり、始まっております。これに対して、多くの米軍人。それから家族が転入して、岩国基地は極東最大級の米軍航空基地というふうになってございます。

本町でございますが、この艦載機部隊の受け入れに協力するという形で、これまで米軍再編交付金の交付を受けて来ました。この交付金は、法律上の期限が限られていましたことから、令和 3 年度をもちまして再編交付金は終了しております。

しかしながら、移駐が完了した後も、航空機による騒音問題、それから事件・事故の懸念、他国からの攻撃対象となる不安から、住民が受ける精神的・物理的負担これが将来にわたって恒久的に続くということから、本町を含め岩国市を中心とした関係自治体は、再編交付金終了後も継続して財政支援を行うよう、国に対して強く要望を重ねて参りました。そうした切実な訴えが認められまして、再編交付金に代わる新たな枠組みとして米空母艦載機部隊配備特別交付金、こちらが創設されたという経緯になって現在に至っております。

この米空母艦載機部隊配備特別交付金でございますが、交付期間は、令和 4 年度から令和 18 年度までの 15 年間で予定をされておるという状況です。

それからこの違いですが、2 つの再編交付金と艦載機部隊の違いですが、大きな違いは法律に基づくものか、それとも毎年度防衛省の方で予算を獲得して交付されるものかというところが大きな違いとなっております。

はい、以上です。

津 島 議 員 議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、とても分かり易い説明をいただきました。ありがとうございます。ただ 1 点気になったのは、この米空母艦載機部隊特別、部隊配備特別交付金に関しては、法的根拠がないので終了がいつになるかわからないという、極端な話をすると、もしかして来年はもらえても来年度以降打ち切られるかもしれない可能性のある交付金ということで理解してもよろしいでしょうか。

松 井 企 画
総 務 課 長 議長。

議 長 松井課長。

松 井 企 画
総 務 課 長 私共が承知しておりますことは、令和 4 年度から令和 1 8 年度までの 1 5 年間は、が予定されているというところでございます。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、という事は 1 5 年間、令和 1 8 年度まではこの交付金は毎年、金額の多少の差というのはあるものの、安定していただけるというふうに安心してよろしいのでしょうか。

松 井 企 画
総 務 課 長 議長。

議 長	松井課長。
松 井 企 画 総 務 課 長	私共も、何もしで安心しているということではございません。いろんな場面でですね、国に対しては申し入れ等々行って、この交付金が継続するよう訴えはしております。
津 島 議 員	はい、議長。
議 長	津島議員。
津 島 議 員	ありがとうございます。なかなか補助金、交付金をいただくというのも難しいことだと改めて考えさせられました。 和木町ではこの米軍再編交付金、それから引き続いての米空母艦載機部隊配備特別交付金、このお金というのは町民のいろんな、様々な行政サービスだとかそういったところに使われていると思います。主なもので構いませんのでいくつかご紹介いただけたらと思います。
松 井 企 画 総 務 課 長	はい、議長。
議 長	松井課長。
松 井 企 画 総 務 課 長	本交付金、それぞれの令和 7 年度までの主な使途につきましてでございますが、まず基金の積立てです。ちょっと申し上げますと、健やか安心基金、すくすくこども基金、それから I C T 支援の基金、そういったものに積み立てを行うと共にですね、中学校や文化会館、コミュニティセンター等公共施設の補修、あるいはこども園の建設などに事業として活用をしております。
津 島 議 員	はい、議長。

議 長

津島議員。

津 島 議 員

ありがとうございます。町内の様々な使い方でこの特別配備交付金が使われているということで、いかにこの交付金に町民の生活が支えられているかというのが分かったと思います。

それでは、ちょっと視点、給食センターに関してになってくるんですけども、これは出前町長室、町長が公約の中で先日、昨年になりますか、行われた中で、給食センターの移転工事の新築移転工事の予算に関して質問があった時に、この予算に先程から出ている米軍空母艦載機部隊特別配備特別交付金これを充てていくという答弁でお答えになっていると思います。はい。これで 1 つ気になるのは、その特別交付金を給食センターに充てるのであれば、それまで特別交付金で賄われていた町民の行政サービス、これに関しては、財源がなくなることなので、無くなるんでしょうか。そういった不安を少し感じたんですが、そこら辺についてはいかがでしょう。

坂 本 町 長

議長。

議 長

坂本町長。

坂 本 町 長

はい、ただ今津島議員より、この艦載機空母特別交付金を私の政策である給食センターに全額あてこんだ場合、今までやってたサービスがどうなるのかというご質問いただきました。

先程、松井企画総務課長が答弁しましたようにですね、各種基金を積み立てております。健やか安心基金、これは子どもの医療費無料等々の基金でございます。約 8 年分、今積み立てております。年間いくらいるちゅうのをシュミレーションして今 8 年分の基金を積み立てております。それから地域振興事業助成金、これはわきあいあいフェスティバル等々イベントの、に使用してる分です。これも約もう 8 年分基金を積み立てております。それからすくすく子ども基金、これが 7 年分。ICT 教育推進基金 7 年分。ということで私が給食センターを建てる

間のそういったサービスの基金は、すでに積み立てておりますので、100%給食センターに回しても、住民へのサービスは今まで通り大丈夫だということでご理解いただきたいと思います。

津 島 議 員 議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、そういったところできちんと別財源を用意してあるということでとても安心させていただきました。本当にありがとうございます。ただ、どうしてもその米空母艦載機の特別交付金を100%給食費の建設にこれから4年分、5年分充てても大丈夫とおっしゃいましたけれども、冒頭の松井総務課長の答弁の中の令和18年までは見込めるけれども、これは確約はされていない、というわずかですが少しそういった不安といいますか、それが懸念があると思うんです。万が一ということじゃあないんですが、この特別交付金いただけなくなることはきつくないとは思いますが、そういった事態に発生した場合、給食センターの財源というのは、またさらにお考えというのは町長持っているのでしょうか。腹心、腹案があればお伺いをいたします。

議 長 坂本町長。

坂 本 町 長 はい、給食センターの財源、一応、私はこの米空母艦載機特別交付金をいただけるものと思って、シュミレーションしております。ただ、どうしてもですね、不足も出てこようかと思えます。そこにつきましてはですね、町の借金である起債、または町の貯金である財政調整基金等を活用するかなと思っております。なるべくこの米空母艦載機特別交付金を国にお願いして使いたいとこのように考えております。

津 島 議 員 はい、議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 不測の事態があった時には、起債を増額するかも分からない
ということの答えだったんですが、それであれば初めから
この米空母艦載機の交付金を当てにせずに全く違う起債、
100%起債で給食センターを計画してもいいのじゃないか
というふうに思うんですけど、わざわざこの米空母艦載機の
特別交付金をどうしてもそこにあてがわなければいけないと
いう思いというのはどこにあったんでしょうか。

坂 本 町 長 議長。

議 長 坂本町長。

坂 本 町 長 はい、ただ今津島議員より米空母艦載機の交付金をあてがわ
ずに最初から不足分を起債でということでございますけど、
起債をするということはですね、町の借金でございます。今
おる子どもたち、未来に借金を残すということでございます。
私はそれはなるべく少ない方がいいということで、いかにして
財政を回すかということで考えた結果、米空母艦載機交付金を
あてがう、という考えで進んでまいりたいと、このように考え
ております。

津 島 議 員 議長。

議 長 津島議員。

津 島 議 員 はい、坂本町長の給食センターに対する強い思いとこの決断
と、その財源確保に向けての展望、十分理解できましたので、
これで私の質問に関しては終了とさせていただきますと思い
ます。

途中で通達と違うじゃないかというご指摘とかいろいろありました。どうしても私もまだまだ未熟もので、皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしましたこと、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上で終わります。

議 長 再質問がないようですので、以上で津島宏保議員の一般質問を終わります。

議 長 ちょっとここで暫時休憩します。

休 憩 1 1 時 4 2 分

再 開 1 1 時 5 0 分